

注意事項

- 保育室又は遊戯室（以下「保育室等」）が2階に設置される場合、1階にも2階の基準が該当します。
- 以下の内容は、本市条例及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日付け雇児発0905第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づくものです。このほか、建築基準法や消防法等で定められている基準についても、遵守してください。
- 用語について  
 建基法：建築基準法                      建施令：建築基準法施行令

保育室等が2階の場合

項 目		内 容
1	建物の用途	建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。
2	建物構造	耐火建築物（建基法第2条第9号の2）又は準耐火建築物（建基法第2条第9号の3のイ）であること。 ※ロ準耐火、省令準耐火等、上記に該当しないものは対象外
3	階段 （常用右の中から1以上設けること。）	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用 （右の中から1以上設けること。）	1 屋内避難階段（建施令第123条第1項） （当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、建施令同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 屋内特別避難階段（建施令第123条第3項） 3 待避上有効なバルコニー（次の要件を満たすこと） ● 床は準耐火構造で、十分に外気に開放している ● 2m以内の建物の外壁は準耐火構造、開口部は防火設備 ● 出入口の戸は、幅0.75m以上、高さ1.8m以上、下端床面からの高さ0.15m以下 ● 待機面積は階の保育室等面積の概ね1/8以上 ● 幅3.5m以上の道路又は空地に面している ● 原則、保育室等から歩行距離50m以内に直通階段を設置 ※待避上有効なバルコニーは、一時的に避難し、消防隊による救助も期待するものであるため、避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。 4 屋外傾斜路（建基法による準耐火構造）又はこれに準ずる設備 5 屋外階段
4	転落防止	保育室等の出入り、通行する場所には、転落を防止するため、金網、柵等を設け、又は窓の開閉を園児が行えないようにする設備を設けること。 また、階段については、降り口に乳児が開閉できない柵等を設けること。